

令和8年度 日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣） 学内募集要項

1 概要

海外留学支援制度（協定派遣）は、日本学生支援機構（JASSO）が、学生交流に関する協定に基づき外国の大学等に派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援することで、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とした制度です。給付型奨学金のため、返済は不要です。

【参考】 JASSO ホームページ 海外留学支援制度（協定派遣）

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html

2 対象者

次の要件を全て満たす者とします。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）

(2) 派遣プログラム終了後、在籍大学に戻り学業を継続し、在籍大学の学位を取得する、又は卒業する者。

※退学・除籍の予定がある者は要件を満たしません。

※プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中で学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。

(3) 学業成績が優秀で人物等に優れており、選考時前年度の GPA、または、入学時から選考時前年度までの累計 GPA が、3.00 満点としたときに、2.30 以上であること。

※修士1年時の学生は、学部最終年次の成績で算出してください。（入学時からの累計不可）

※GPAの算出については、本学で利用している4点満点の算出方法と異なりますので、別添「GPAチェックシート」に入力して確認したうえで提出してください。

(4) 本制度以外の派遣プログラム参加のための奨学金等を受ける場合、当該奨学金の支給月額が、本制度による奨学金月額を超えない者。

※JASSOが実施する「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。

※JASSOが実施する「国内の給付奨学金」、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」との併給は認められません。ただし、休止手続を行えば、受給可能となります。

※「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

※本制度以外の奨学金等を受ける場合、他の奨学金等支給団体側が本制度の奨学金との併給を認めない場合がありますので、当該団体に確認してください。

※本学や他の奨学金等支給団体から留学に関係なく支給される奨学金は、金額によらず併給可能です。

※当該奨学金を受給した場合、本学からの補助金及び後援会からの助成金は支給しません。

(5) 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。

※留学期間中に派遣先大学の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給は原則見合わせとなります。

3 支援内容

(1) 奨学金

(1) 奨学金月額

A地区 12万円（サンフランシスコ、ニューヨーク、ロンドン等）

B地区 11万円（イギリス、ベルギー、フィンランド、韓国(ソウル)、オーストラリア等）

C地区 9万円（スウェーデン、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ハンガリー、メキシコ、タイ、韓国、台湾、中国(北京・上海・広州)等）

D地区 8万円（ポーランド、トルコ(アンカラ)、マレーシア、タイ(チェンマイ)、ベトナム、中国等）

※渡航先により月額が変わります。詳細は、[別添「渡航先区分一覧表」](#)をご参照ください。

(2) 支給月数（支給回数）の算出方法

31日以上1年以内の期間、対象プログラムに参加する学生に対し、奨学金を12か月（12回）以内で支給します。ただし、プログラムごとの所定の渡航期間を満たす必要があります。

※プログラム期間が1年以上のプログラムであっても、本奨学金は最初の1年間（最初の12か月）分のみの支給となります。

派遣期間（留学開始日から留学終了日までの日数）を31日ごとに区切り、その区分数をもって奨学金月額の支給月数が決定されます。

派遣日数	支給月数
31日	1
32～62日	2
63～93日	3
94～124日	4
125～155日	5
156～186日	6

派遣日数	支給月数
187～217日	7
218～248日	8
249～279日	9
280～310日	10
311～341日	11
342～365日	12

【留学開始日及び留学終了日の定義】

- ・留学開始日：留学先の授業開始日またはオリエンテーションの初日

※渡航日や入寮日のことではありません。

※授業やオリエンテーション開始前に、留学先が提供する語学講座等に参加する場合は、語学講座等の授業またはオリエンテーション初日を留学開始日として構いません。

ただし、グローバル推進室が指定する期限後に、語学講座等への参加を理由として、留学開始日を当初申請した留学開始日より前の日付へ変更することはできません。

なお、留学先大学が語学講座等を提供しているかどうかについては、各自の責任において、あらかじめ確認しておいてください。

※留学先が提供するプログラムであっても、インターンシップやボランティア等の活動は対象外です。

- ・留学開終了日：留学先の期末試験終了日
※退寮日や帰国日のことではありません。

<参考：給付対象期間の例>

留学開始日：2026年10月12日 留学終了日：2027年7月16日

留学日数：278日 支給月数：9ヶ月分



(3) 支給方法

毎月、受給者からの在籍確認書の受領確認後、本学から受給者の口座へ振込みます。

(2) 渡航支援金

奨学金採用者のうち、下記の条件を満たす者のみに支給されます。(①及び②の両方に該当する場合は①のみの支給となります。) ①の給付を希望する者は、支給基準となる下記の家計基準を満たすことを証明する書類の提出が必要となります。②については、本学で審査し、確定しますので書類提出は不要です。

①次の家計基準を満たしている者：16万円

[家計基準]

生計維持者の所得金額（父母共働きの場合は、父母の合算額）が次の金額である者。

世帯区分	支給基準
給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	給与所得以外の所得を含む世帯 年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

※支給基準を満たすことを証明する書類の提出が必要となります。詳細は「6 提出書類及び申請方法等」でご確認ください。

②奨学金支給回数が6回以上（派遣期間が156日以上）となる者：1万円

※派遣期間をもとに自動的に判断しますので、書類の提出は不要です。

※初回登録時の支給回数で判断しますので、登録変更により支給回数が6回未満から6回以上となっても追加支給はされません。

4 奨学金受給者の義務

奨学金の受給者には、JASSO への在籍確認書や報告書の提出等が義務づけられています。

留学出発前、留学中、及び帰国後に、本学及び JASSO から求められた各種手続、各種報告書類等を必ず期限内に提出してください。

5 学内選考方法・選考スケジュール

(1) 選考方法

応募者から提出された申請書類に基づき、「2 対象者」の要件を全て満たしているか審査したうえで確定します。選考結果はメールにて通知します。

(2) 選考スケジュール

2025 年 4 月 22 日(水)	書類提出期限
4 月 23 日(木)～5 月 26 日(火)	応募者からの提出書類による書類選考
5 月 27 日(水)以降	メールにて選考結果を通知予定

6 提出書類及び申請方法等

(1) 提出書類

下記の書類を用意し、Microsoft Forms で必要事項を期限までに回答すること。

<応募者共通>

- ①成績証明書（2025 年度後期の成績が確認できるもの）
- ②GPA チェックシート（※別添「GPA チェックシート」をダウンロードして使用すること。）
- ③奨学金の振込先となる金融機関口座の通帳コピー

<渡航支援金（16 万円）の給付対象となる家計基準に該当する場合>

- ①生計維持者申告書（様式R）（※添付ファイルをダウンロードして使用すること。大学院生で独立生計の場合は、別途「生計維持者申告書（様式R-2）」の提出も必要です。）
- ②家計基準を証明する書類（※別添「家計基準を証明する書類について」を参照して準備すること。）

(2) 申請方法等

提出期限：2026 年 4 月 22 日(水)

提出方法：提出期限までに Microsoft Forms に必要事項を回答するとともに、必要書類をアップロードしてください。

7 その他

下記に該当する場合、奨学金支給の中止または返還を求めることがあります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 派遣時の確認書に違反した場合

8 問い合わせ先

横浜市立大学グローバル推進室

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2 TEL：045-787-2027

e-mail アドレス：outbnd02@yokohama-cu.ac.jp